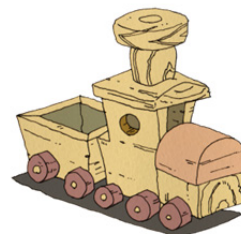


改定 EN71-Part3(欧州玩具安全規格)の分析

欧州連合（EU）は、玩具指令(88/378/EEC)を21年ぶりに改正^{※1}（2009/48/EC）しました。本指令は、2009年7月20日に施行され、すでにEU加盟国は、2011年1月20日までに国内法制化を終えています。従って、本指令に該当する製品は、EU諸国内で上市（生産・販売）する場合、これに従う必要があります。

なお、本指令の改正に伴い、化学物質に関する条件^{※2}（附属書II．特別安全要求事項のIII．化学的特性）の整合規格である「EN71-Part3」についても、改定が行われ、本指令に該当する製品は、この改定版での内容が適用されます。



※1 玩具指令(DIRECTIVE 2009/48/EC) 適用範囲（第2条）：14歳未満の年齢の子供が遊びの中で使用するように設計されたまたはそれを意図した製品

※2 化学物質に関する条件（附属書II．特別安全要求事項のIII．化学的特性）については、猶予期間が設けられていましたが、2013年7月20日から適用となっています。

～ EN71-Part3 の概要 ～

欧州玩具安全規格として、6歳以下の小児用として設計された玩具のうち、なめたり呑み込んだりする可能性のある部品及び構成品における重金属の経口摂取について、元素の移行試験（塩酸による溶出試験）に関する内容および方法が規定されています。対象材料、試験項目、限度値などは以下のとおりです。

改定 EN71-Part3 対象材料

- ①コーティング材 ②ポリマー ③紙及び板紙 ④繊維製品 ⑤ガラス、セラミック、金属材料
- ⑥痕跡を残すことを意図した材料（鉛筆、クレヨン、チョークなど） ⑦モデリング材料（粘土、石膏など）
- ⑧液体塗料・粘性材料（インク、フィンガーペイント、スライム、シャボン玉液など） ⑨スティックのり
- ⑩その他の材料（木材、石膏ボード、骨、皮革など）

試験項目/材料	カテゴリ I	カテゴリ II	カテゴリ III	旧規格（参考）	
	乾燥、脆性、パウダー風 または柔軟な玩具材料	液体または粘着性の 玩具材料	玩具から削り取った コーティング等	<成形用粘土、 フィンガー ペイント>	<成形用粘土、 フィンガー ペイント>
	上記対象材料番号の最大移行元素（mg/kg）				
	⑥、⑦	⑧、⑨	①～⑤、⑩	-	-
1 アルミニウム	5,625	1,406	70,000	-	-
2 アンチモン ^{※3}	45	11.3	560	-	-
3 ヒ素 ^{※3}	3.8	0.9	47	25	25
4 バリウム ^{※3}	1,500	375	18,750	250	1000

試験対象となる項目としては、これまでの金属元素8項目^{※2}から、次の19項目に改められ、それぞれについての限度値が定められています。



	試験項目 /材料	カテゴリⅠ	カテゴリⅡ	カテゴリⅢ	旧規格 (参考)	
		乾燥、脆性、 パウダー風または 柔軟な玩具材料	液体または粘着の 玩具材料	玩具から削り取った コーティング等	<成形用粘土、 フィンガー ペイント>	<成形用粘土、 フィンガー ペイント以外>
		前頁対象材料番号の最大移行元素 (mg/kg)				
		⑥、⑦	⑧、⑨	①～⑤、⑩	-	-
5	ホウ素	1,200	300	15,000	-	-
6	カドミウム ^{※3}	1.3	0.3	17	50	75
7	三価クロム ^{※3}	37.5	9.4	460	25 (総クロ ムとして)	60 (総クロ ムとして)
8	六価クロム ^{※3}	0.02	0.005	0.053		
9	コバルト	10.5	2.6	130	-	-
10	銅	662.5	156	7,700	-	-
11	鉛 ^{※3}	2.0	0.5	23	90	90
12	マンガン	1,200	300	15,000	-	-
13	水銀 ^{※3}	7.5	1.9	94	25	60
14	ニッケル	75	18.8	930	-	-
15	セレン ^{※3}	37.5	9.4	460	500	500
16	ストロンチウム	4,500	1,125	56,000	-	-
17	スズ	15,000	3,750	180,000	-	-
18	有機スズ	0.9	0.2	12	-	-
19	亜鉛	3,750	938	46,000	-	-

※3 EN71-Part3 (1994年版) での金属元素8項目 (三価クロム、六価クロムは総クロムとして)

カドミウム、バリウム、鉛の限度値は改正され、カドミウム、バリウムは2013年7月20日以降、鉛は2018年10月28日以降適用されています。六価クロムについてはカテゴリⅢの限度値が改正され、2019年11月18日以降適用されています。

国内では、一般社団法人 日本玩具協会が玩具の安全基準を定め、玩具安全マーク (STマーク) 制度を設けていますが、この基準は EN71-Part3 (1994年版) などを基に作成しており、玩具国際規格 (ISO8124) にも同旨の内容が規定されています。

また、公益財団法人 日本環境協会が実施するエコマーク事業のエコマーク認定対象商品「文具・事務用品」の認定の基準にも ISO8124-3 が用いられています。

是非とも継続して、玩具製品の安全を確認されてはいかがでしょうか？

なお、当社では、EN71-Part3 に関するカドミウム、鉛、総クロム、水銀、について、ISO/IEC17025 試験所認定を取得しておりますので、信頼のおける試験サービスを安心してご利用いただけます。

まずは、当社 **研究開発部 竹下、野村(フリーダイヤル0120-01-2590 内線246、414)** まで、お気軽にお問い合わせください。

